過去2年以内に退職金を受け取られた個人の方へ

退職金専用定期預金

セカンドライフII



①預入期間3カ月：店頭表示金利＋0.50％

②預入期間　1年：店頭表示金利＋0.30％

↓さらに！↓

◇退職金専用定期預入日において

①当金庫で当該定期預入額の10％以上の投資信託を保有している方

②当金庫で投資信託の定時定額購入（月額1万円以上）をご契約いただいている方
（投信インターネットサービス含む）

上記①、②のいずれかを満たす方は年0.20％上乗せ

＊投資信託保有額基準
お客様にお渡ししている「投資信託お預かり資産の状況」に明記されている「取得金額」

●公的年金受取または公的年金ご予約の方

3カ月もの年2.0％、1年もの年1.0％上乗せ

■最大優遇後利率
3カ月ものは、店頭表示金利＋0.50％＋0.20％＋2.00％上乗せ
1年ものは、店頭表示金利＋0.30％＋0.20％＋1.00％上乗せ

玉島信用金庫
Tamashima Shinkin Bank
https://www.shinkin.co.jp/tamashima-sk/

現在の金利はこちらから

たましん店舗一覧

玉島・船穂地区

本店営業部	倉敷市玉島1438	☎086-523-2111
長尾支店	倉敷市新倉敷駅前4丁目7番地	☎086-526-0313
西支店	倉敷市玉島中央町1丁目22番34号	☎086-522-3181
勇崎支店	倉敷市玉島勇崎1005-2	☎086-528-3355
富田支店	倉敷市玉島八島1876-5	☎086-525-1777
船穂支店	倉敷市船穂町船穂2915-5	☎086-552-4321

笠岡・浅口地区

笠岡支店	笠岡市四番町2-11	☎0865-62-4181
金光支店	浅口市金光町占見新田528-3	☎0865-42-2080
鴨方支店	浅口市鴨方町鴨方2085-2	☎0865-44-5755

倉敷・早島地区

倉敷支店	倉敷市老松町3丁目15-15	☎086-422-8311
水島支店	倉敷市神田2丁目3-37	☎086-446-4425
中庄支店	倉敷市松島1098-4	☎086-462-1300
西阿知支店	倉敷市中島1391-1	☎086-466-1311
早島支店	都窪郡早島町早島2020-6	☎086-482-0073
鶴形支店	倉敷市鶴形1丁目11-27	☎086-422-3511
笹沖支店	倉敷市笹沖405-9	☎086-422-5301
小溝支店	倉敷市中島2611-2	☎086-466-1021
八王寺支店	倉敷市八王寺町185-1	☎086-426-0432
古城池支店	倉敷市北畝5丁目22-37	☎086-456-2088
寿支店	倉敷市日ノ出町2丁目1-62	☎086-421-1200

1．商 品 名	◇退職金専用定期預金「セカンドライフⅡ」
2．販売対象	◇過去２年以内に退職金を受け取られた個人の方で、当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めの方
3．期　　間	◇定型方式 ◇３カ月または１年 ◇自動継続扱い（元金継続または元利金継続）のみ
4．預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位 （４） 預入限度	 ◇一括預入 ◇３００万円以上 ◇１０万円単位 ◇なし
5．払戻方法	◇満期日以後に一括して払い戻します。
6．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法	 ◇3 カ月：スーパー定期３カ月もの店頭表示金利＋０．５０％上乗せ １年：スーパー定期１年もの店頭表示金利＋０．３０％上乗せ ◇退職金専用定期預入日において、当金庫で当該定期預入額の１０％以上の投資信託を保有している方または当金庫で投資信託の定時定額購入（月額１万円以上）を契約している方（投信インターネットサービス含む） 以上のいずれかで年０．２０％上乗せ ＊投資信託保有額基準 お客様にお渡ししている「投資信託お預かり資産の状況」に明記されている「取得金額」 ◇公的年金受取または公的年金予約で３カ月ものは年２．０％、１年ものは年１．０％上乗せ ◇最大優遇後利率 ３カ月ものは、店頭表示金利＋０．５０％＋０．２０％＋２．００％上乗せ １年ものは、店頭表示金利＋０．３０％＋０．２０％＋１．００％上乗せ 預入時の利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の適用利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率となります。 ◇満期日以後に一括して支払います。 ◇付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算とします。
7．利子課税	◇分離課税２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ＊２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が上乗せされ、２０．３１５％の税金がかかります。
8．手 数 料	――――――――――
9．付加できる特約事項	◇マル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第４位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払い戻します。 ①預入期間が６か月未満の場合　　解約日における普通預金の利率 ②預入期間が６か月以上１年未満の場合　　約定利率×５０％
11．満期日以後の利息	◇満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12．金利情報の入手方法	◇満期日以降の利率については、各支店の窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
13．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。 紛争解決措置　岡山弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置・運営する仲裁センター等で紛争を解決することも可能ですので、「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 ・岡山弁護士会岡山仲裁センター（電話：086-223-4401） ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） なお、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。
14．そ の 他	◇本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ◇取扱期間中であっても金利情勢の変化によって取扱いを中止する場合があります。

2026/11/2現在